

Ⅶ 学校給食関係事務

1 国庫補助金等関係

(1) 学校施設環境改善交付金

学校給食施設設備の整備にかかる国の補助は、学校施設環境改善交付金交付要綱（平成23年4月1日付け23文科施第3号文部科学大臣裁定）に定められている。

地方公共団体が作成した義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和33年法律第81号）第12条第2項に規定する施設整備計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、同条第1項の規定により国が交付する交付金である。

ア 学校給食施設整備事業の概要等

(7) 趣旨

学校給食の普及充実及び安全な学校給食の実施を図るため、公立の義務教育諸学校における学校給食施設（炊飯給食施設を含む）の整備に要する経費の一部を国庫補助し、その促進を図る。

(4) 国庫補助事業者

地方公共団体（都道府県・市町村（組合を含む））

(7) 事業の概要、交付金の算定割合

国庫補助事業細目	算定割合	概要	附帯施設	
公立 の 義務 教育 諸 学 校	学校給食施設の 新增築	1/2	学校給食を開設するため給食施設をドライシステムにより新增築する事業	かま、上流し、下流し、調理台、食器洗浄機、食器消毒保管機、ボイラー、かくはん機、野菜裁断機、球根皮むき機、揚物機、焼物機、蒸物機、冷蔵庫、真空冷却機、中心温度管理機能付き調理器、エアカーテン、エアシャワー、手指殺菌機（共同調理場の場合、厨芥処理機、自家発電機、廃水処理施設を含む。）
	炊飯給食施設の 新增築	1/2	炊飯給食を実施するため炊飯給食施設をドライシステムにより新增築する事業	炊飯器、洗米機、納米庫（米びつ）、食器浸漬槽
	アレルギー対策 室の新增改築	新增築： 1/2 改築： 1/3	学校給食におけるアレルギー対応のためアレルギー対策室をドライシステムにより新增改築する事業	
	学校給食施設の 改築	1/3	老朽化等により給食施設をドライシステムにより改築する事業	かま、上流し、下流し、調理台、食器洗浄機、食器消毒保管機、ボイラー、かくはん機、野菜裁断機、球根皮むき機、揚物機、焼物機、蒸物機、冷蔵庫、真空冷却機、中心温度管理機能付き調理器、エアカーテン、エアシャワー、手指殺菌機（共同調理場の場合、廃水処理施設を含む。）

(I) 交付金の算定方法

[配分基礎額^{※1}×算定割合] と [事業に要する経費の額^{※2}×算定割合] を比較^{※3}して
 少ない方の額 + 事務費 = 交付金

※1 配分基礎額 = [基準面積 (児童生徒数による) × 建築単価 (国が定める額)]

※2 事業に要する経費の額 = [実工事費 (対象外経費を除いた対象工事分)]

全工事費のうち交付金の算定対象となる工事費

(学校給食施設整備事業に係る工事費の対象経費について (参考))

* 基準面積以上に実施する単独分の面積は対象外であるため、基準面積を超える部分に係る経費は対象外経費

※3 地方公共団体ごとに交付するものであるため、施設整備計画に記載された交付対象事業全体で比較する。

<学校給食施設整備事業に係る工事費の対象経費について>

工事種目	項目	判定	対象内	対象外	備考		
雑工事	机, テーブル	×	壁仕上げとして使われた場合	左記以外	建物に固定してあっても対象外		
	椅子	×					
	ブラインド	×					
	カーテン	×					
	レリーフ	△					
	デザインタイル	△					
	壁画	△					
	スタンドグラス	○					
	強化フィルム	○					
	煙突	○					
	屋上フェンス	○					
	換気扇	○					
	換気天蓋	○					
	換気ダクト	○					
	点検口蓋	○					
	ドレーン	○					
	採光装置(トップライト)	△				建物に固定されたもの	左記以外
	アコーディオンカーテン	○				レール支柱等が建物に固定してあるもの	ついたて等
間仕切りパネル	△						
網戸	○	増改築のために生じた取合い部分の碁り及び必要最小限度の復旧	左記以外				
スロープ	○						
増改築時の既存建物との取合い工事	△						
電気工事	移動照明器具	×	敷地内	敷地外			
	屋外照明	×					
	配線	△					
	電柱	△					
	分岐・引込工事	△					
	変圧器	○					
	配(分)電盤	○					
	キュービクル	○					
	キュービクル等の廻りのフェンス	○					
	取付器具	○					
	取付照明器具	○					
	建築当初から取付られた照明灯	○					
表示灯	○						

工事種目	項目	判定	対象内	対象外	備考
電 気 工 事	インターホン	△	建物に固定されたもの	卓上型, 壁掛型	固定とは壁等に組込まれたもの 建物に固定された架台等は対象
	電話機	×			
	マイクロホン	×			
	テレビ	×			
	テレビアンテナ	○			
	アンプ	△	非常放送用のもの	左記以外	
	スピーカー	△	建物の壁等に付属したもの	左記以外	
	バル	○			
	チャイム	○			
	ブザー	○			
	避雷針設備	○			
	扇風機, 送風機等	△	建物工事として行った工事	左記以外 (後で取付けたもの等)	
	テレビ, 電話, インターホン等の配線(管)	△			
	電話交換機	○			
	エレベータ	×			
	リフト	×			
	防犯灯	△	建物の壁等に付属したもの	左記以外	
	防犯監視装置	△	防犯・安全対策用として建物, 門等に付属したもの	左記以外	
	非常通報装置	△			
	誘導灯	○			
	非常照明設備	○			
	非常用蓄電池	○			
	消防署への直接連絡設備	○			
感知器	○				
火災報知器	○				
ガス漏れ警報器	△	建物の壁などに固定したもの(設備)	左記以外		
既存建物からの接続	△	増改築に伴い必要となる工事のうち専用部分及び共用部分(当該増改築部分にかかる経費とする)	左記以外	共用部分は撤去費を除き面積按分する	
将来, 増改築及び電気容量の変更に伴う増設予定の為の配線(管)	△	補助対象建物内	左記以外		
既存建物内の火災報知器の受信機及び消防署への直接連絡設備	△	消防法等により補助建物の建築に伴い改修又は増設の必要があるもの	左記以外		
給 排 水 衛 生 機 械 工 事	消火器, 消火弾	×			
	避難器具	△	建物に固定してあるもの及び避難袋の類	左記以外	
	感知器	○			
	消火栓ボックス	○			
	防火用貯水槽	△	右記以外	修景用の池等	雨水貯水槽含む
	貯受水槽	○			
	給水栓	○			
	給水タンク	○			
	給水ポンプ	○			
	排水ポンプ	○			
	給排水配管	○			
	トラップ	○			
	散水栓	△	大走り内	左記以外	給水工事に限る
	さく井	△	敷地内	敷地外	
	大走側溝	○			
	排水溜樹	○			
グレーチング	○				
し尿浄化槽	○				
汚水ポンプ	○				
汚水管	○				

工事種目	項目	判定	対象内	対象外	備考
給排水衛生機械工事	瞬間湯沸器	○	敷地内 増改築に伴い必要となる工事のうち、 専用部分及び共用部分 (当該増改築分にかかる経費とする) 補助対象内建物	敷地外 左記以外 左記以外	温水器を含む 共用部分は撤去費を除く
	ガス配管	○			
	諸コック	○			
	連結送水栓	○			
	分岐・引込工事	△			
既存建物からの接続	△				
将来、増改築・増設予定の為の配管(線)	△				
冷暖房工事	暖房機器及び付属設備一式	○	増改築に伴い必要となる工事のうち、 専用部分及び共用部分 (当該増改築分にかかる経費とする) 補助対象内建物	備品的な暖房器具 左記以外 左記以外	床暖房については建物に 固定してあるもののみ対象 共用部分は撤去費を除き 面積按分する
	冷房機器及び付属設備一式	○			
	全熱交換機	○			
	既存建物内のボイラー工事	△			
将来、増改築・増設予定の為の配管(線)	△				
門 囲障 等 工事	門	△	建物の増改築に伴い必要となる門柱、 戸及び扉の増改築 (これに付随する花壇等を含む) 建物の増改築に伴い必要となる囲障の 増改築で、敷地境界又はこれに準ずる 箇所にあるもの(生垣等を含む) 建物の増改築に伴い必要となるもの	左記以外及び道路に該当する 工事 左記以外 既存建物間をつなぐもの	
	囲障	△			
	吹き抜けの渡り廊下	△			
設計費等	実施設計費	○	前年度支出済み分も対象 学校給食施設全体を整備する事業 (新築、全面改築)	左記以外	
	基本設計費	△			
	耐力度調査費	△			
	工事監理委託費	○			
地質工 調 事 査	ボーリング等一式	△	敷地内	敷地外	前年度支出済み分も対象
仮 設 工 事	工事用搬入路整備	△	直接工事費の割合 (交付金分と単独分) で按分する	工事と関係のない仮設工事	敷地外も含み、土地借料も対象 旧建物等の撤去費の対象となる 工事は、仮設工事の対象外
	仮設渡り廊下設置	△			
	非常階段の移設費	△			
	旧建物等の埋設物の撤去費	△			
	既存建物等移転費	×			
撤 去 工 事	旧建物等の撤去費	△	危険建物等又はこれに準ずる建物として 改築の対象となった面積を限度とする 事業の実施に伴い撤去する又は支障と なる施設等(事業実施範囲内)	左記以外 左記以外	
	フェンス、排水、側溝、花壇、 舗装及び樹木等の撤去費、 撤去復旧費及び樹木の移植費	△			

○ 原則として対象とするもの

凡例 △ 場合によって異なるもの

× 原則として対象とならないもの

<学校給食施設整備事業に係る附帯施設の対象品目について>

附帯施設の対象品目	対 象 内	対 象 外
かま 上流し, 下流し 調理台 食器洗浄機 食器消毒保管機 ボイラー かくはん機 野菜裁断機 球根皮むき機 揚物機 焼物機 蒸物機 冷蔵庫 真空冷却機 中心温度管理機能付き調理器 エアカーテン, エアシャワー 手指殺菌機	回転釜等(ガス, 電気等を問わない) シンク, 水切台等 調理台, 作業台, 移動台 食器・食缶・トレイ・コンテナ等 食器・食缶・トレイ・コンテナ等 調理用のボイラー フードミキサー等 フードスライサー, サイの目カッター等 球根皮剥機, ピーラー等 連続フライヤー等(油切コンベア等, 揚物機と一体とみなせるもの) ガステーブル, 電磁調理器等 スチームコンベクションオープン 冷蔵庫(プレハブ冷蔵庫も含む) 牛乳用保冷库	炊飯専用の釜 コンベア, 調理機器を置く台 野菜洗浄機, 器具の洗浄機 器具消毒保管庫, 包丁まな板殺菌庫 瞬間湯沸器は工事費で対象 単体の油タンク, オイル缶, 油ろ過器 電子レンジ, 湯煎器等 冷凍庫, 冷凍冷蔵庫, 蓄冷剤凍結庫 間仕切りカーテン 靴・エプロン殺菌庫
炊飯機 給食施設 洗米機 納米庫(米びつ) 食器浸漬槽	連続炊飯機, 炊飯釜等	

※対 ※対象品目と一体になっているものや、対象品目に必要不可欠なものは対象とする。

※対 ※対象品目の運搬費, 据え付け費, 試運転調整費など使用前の必要不可欠な費用は対象とする。

イ 交付金に係る手続

(7) 建築計画

文部科学省においては、交付金を受ける年度の前年度において、年3回程度、各地方公共団体における建築計画の状況把握を行っている。

この建築計画を基礎として、交付金の予算に係る概算要求等を行っているところであり、交付を予定している地方公共団体においては、内容を十分検討し必要な財源の見通しをもった上で、当該建築計画を立てることが重要である。

(イ) 施設整備計画の作成・提出

地方公共団体は、交付金の交付を受けようとするときは、施設整備基本計画に即して、計画を作成しなければならない。

計画を作成し、又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表するとともに、文部科学大臣(市町村(特別区を含む。以下同じ。))にあつては、都道府県教育委員会を經由して文部科学大臣)に提出しなければならない。

(ウ) 申請等の手続

a 交付申請・交付決定

地方公共団体は、内定を受けたものについて「学校施設環境改善交付金交付申請書」を提出し、文部科学大臣は、この提出された交付申請書を審査して交付対象事業の目的及び内容等が適正なものと認めるときは交付決定を行う。

b 交付対象事業の実施

地方公共団体は、交付対象事業の遂行の状況に関し、「状況報告書」を文部科学大臣（交付対象者が市町村の場合には、都道府県教育委員会）に提出しなければならない。

c 交付対象事業の廃止及び内容変更

・ 事業廃止

交付対象事業者が、交付決定の内容を廃止しようとする場合には、「交付金交付事業廃止承認申請書」を文部科学大臣に提出しなければならない。

・ 内容変更

交付対象事業者が、交付決定の内容を変更しようとする場合には、文部科学大臣の承認を受けなければならないものと、承認を要せずに変更しうるものがある。

承認を要する事項を変更する場合、交付決定の内容の変更にあつては、「交付金交付決定内容変更承認申請書」を提出する。

また、工事の期間を延長する場合は、「交付金交付事業工期延長報告書」を提出する。

なお、危険建物等の取り壊しを延期する場合は「危険建物等の取壊し延期承認申請書」、危険建物等を保存する場合は「危険建物等の取壊し免除承認申請書」を提出する。

d 実績報告

交付対象事業者は、交付対象事業が完了したとき又は国の会計年度が終了したときは、「実績報告書」を文部科学大臣（交付対象事業者が市町村の場合には、都道府県教育委員会）に提出する。

e 額の確定

額の確定とは、交付すべき交付金の額を確認することをいい、これによって交付金の精算ができることとなっている。この額の確定は、文部科学大臣（交付対象事業者が市町村の場合には、都道府県教育委員会）が行う。

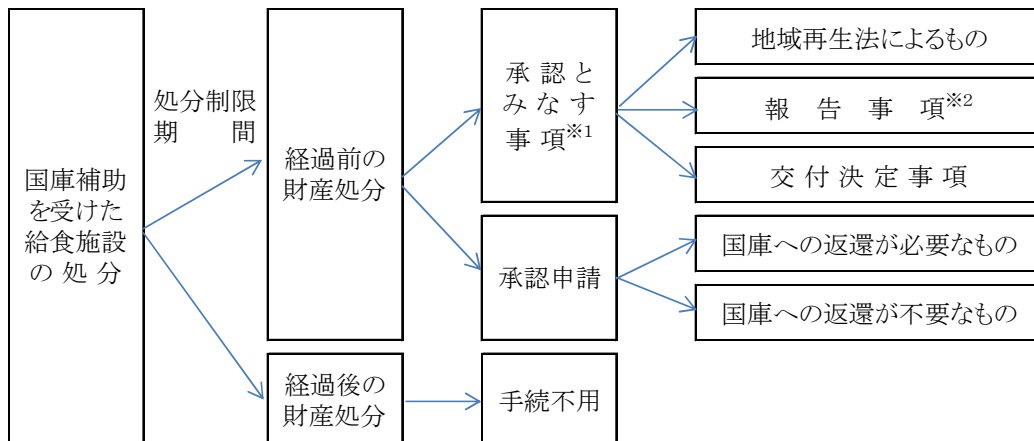
(イ) 事後評価

地方公共団体は、施設整備計画の計画期間の終了時に施設整備計画の目標の達成状況等について評価を行い、これを公表するとともに文部科学大臣（市町村にあつては、都道府県教育委員会を経由して文部科学大臣）に報告しなければならない。

ウ 財産処分

(7) 概要等

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づき、交付金等（公立学校施設整備費補助金、安全・安心な学校づくり交付金等）の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産を交付金等の交付の目的に反して使用（転用）、譲渡、貸し付け又は取り壊しなどを行う場合は、交付金等の全部に相当する金額を国に納付した場合及び文部科学大臣が定める期間（処分制限期間）を経過した場合を除き、文部科学大臣の承認が必要となる。



※1承認とみなす事項（包括承認事項）は、国庫納付を必要とせずに承認するもの

※2報告事項

次に掲げる財産処分で、財産処分報告書を文部科学大臣に提出した場合については、文部科学大臣の承認があったものとして取り扱われる。

- ・ 国庫補助事業完了後10年以上経過した建物及び建物以外の工作物並びにこれに付随する建物以外の工作物及び設備（以下「建物等」という。）について行う、無償による財産処分
- ・ 国庫補助事業完了後10年未満の建物等の無償による財産処分で、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に規定する市町村建設計画、又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）に規定する合併市町村基本計画に基づくもの
- ・ 下表に掲げる財産処分

<p>1 災害等により全壊した建物の取壊し等</p> <p>(1) 災害又は火災により全壊、半壊、流失、全焼又は半焼した建物等の取壊し及び廃棄</p> <p>(2) 危険建物及び危険建物に準ずる建物（事前に都道府県教育委員会の確認を受けたものに限る。）のうち当該年度の補助申請に関連のない建物の取壊し</p> <p>(3) 保健衛生、機能又は学校管理運営において不適当な建物（事前に都道府県教育委員会の確認を受けたものに限る。）のうち当該年度の補助申請に関連のない建物の取壊し</p> <p>(4) 取壊しを条件として他の国庫補助事業の対象となった建物の取壊し</p> <p>(5) 単独で改築する建物の取壊し（当該取壊し面積以上の建物を単独で復旧する場合に限る。）</p> <p>(6) (1)から(5)までの建物の取壊しに際して、やむを得ない建物以外の工作物の取壊し及び設備の廃棄</p> <p>(7) 処分制限期間内において、やむを得ない事情による破損・故障等のため修復不可能となった設備の廃棄</p> <p>2 同一地方公共団体における公共用又は公用に供する施設への転用（営利を目的とし又は利益をあげる場合を除く。）のうち、次の事項に該当するもの</p> <p>(1) 統合又は別敷地移転等により廃校となる学校の調理場等に係る建物等で、当該統合等について国庫補助を受けたものの無償による転用</p> <p>(2) 学校給食の円滑な実施に著しく不相当で、その改築等が国庫補助の対象となった建物等の無償による転用</p> <p>3 事情変更に伴う建物区分の変更</p>
--

(イ) 承認等の手続

平成20年7月2日付け20文科ス第469号「安全・安心な学校づくり交付金（学校給食施設）等に係る財産処分の承認等について」（文部科学省スポーツ・青少年局長通知）による。

<補助事業等により取得した財産の処分制限期間例示表>

1 施設

補助事業等名	処分制限財産の名称等				処分制限期間(年)	
	施設整備等名	財産名	構造規格等	構造区分	①	②
安全・安心な学校づくり交付金	学校食堂施設	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造	R	60	47
			ブ ロ ッ ク 造	その他	45	38
			金属造(骨格材の肉厚が4mmを超えるもの)	S	40	34
			金属造(骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下のもの)	S	30	27
			金属造(骨格材の肉厚が3mm以下のもの)	S	20	19
			木 造	W	24	22
			木 骨 モ ル タ ル 造	その他	22	20
	学校給食施設	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造	R	35	31
			ブ ロ ッ ク 造	その他	32	28
			金属造(骨格材の肉厚が4mmを超えるもの)	S	28	25
			金属造(骨格材の肉厚が3mmを超え4mm以下のもの)	S	20	19
			金属造(骨格材の肉厚が3mm以下のもの)	S	15	14
			木 造	W	12	11
			木 骨 モ ル タ ル 造	その他	10	10

①平成12年度以前の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産について適用する。

※参考「補助事業者等が補助事業等により取得した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得した財産の処分制限期間」(昭和60年3月5日 文部省告示第28号)

②平成13年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

※参考「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成14年3月25日 文部科学省告示第53号)

2 設備

補助事業等名	処分制限財産の名称等		処分制限期間(年)	根拠
	区分	学校給食設備名		
安全・安心な学校づくり交付金	附帯 A	かま	5	} 器具及び備品/食事又は厨房用品/その他のもの
		上流	5	
		下流	5	
		調理台	5	
		食器洗浄機	9	
		食器消毒保管機	9	
		ポイラ	9	
		かはん機(ミキサー)	9	
		野菜裁断機	9	
		球根皮むき機	9	
		揚物機	9	
		焼物機	9	
		蒸物機	9	
		冷蔵庫	9	
	真空冷却機	9		
	中心温度管理機能付調理機	9		
	エアーカーテン	12	} 建物附属設備/エアカーテン	
エアシャワー	12			
手指殺菌機	8	⇒ 器具及び備品/その他のもの/その他のもの		
附帯 B	厨芥処理機	9	⇒ 機械及び装置/給食用設備	
附帯 C	自家発電機	15	⇒ 機械及び装置/内燃力又はガスタービン発電設備	
附帯 D	廃水処理施設【R造】	30	⇒ 構築物/汚水処理用のもの/R造のもの	
	廃水処理施設【S造】	15		
炊飯設備	炊飯機	9	} 機械及び装置/給食用設備	
	洗米機	9		
	納米庫(米びつ)	9		
	食器浸湿槽	9		

※参考「補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成14年3月25日 文部科学省告示第53号)

(2) 要保護児童生徒援助費補助金

市町村が経済的理由によって、就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して必要な援助を与えた場合、国がその経費の一部を補助する。

ア 対象となる市町村

- ① 小学校又は中学校を設置する市町村
- ② 学校給食法施行令（昭和29年政令第212号）第1条の規定に基づく開設の届け出を完了している市町村で、現に学校給食を実施している市町村
- ③ 補助対象保護者に対して、学校給食費の2分の1以上の補助を行う市町村
- ④ 補助金の申請時において、③の補助に要する予算を議決していること又は議決確実である市町村

イ 対象となる学校給食費

保護者から学校給食費として徴収される実費（学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは含まない。）

ウ 対象となる保護者

生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者

ただし、同法第13条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものが行われている場合である保護者を除く。

エ 認定の事務手続

(7) 世帯票の作成

市町村の教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校長又は民生委員等が就学援助を必要とする者として認める者について、教育的立場からの学校長の意見に基づき世帯票を作成する。

(イ) 要保護者の認定

教育委員会は、世帯票に基づき、3月末日（ただし、新たに小学校に入学する者については4月末日）までに要保護の認定を終了する。また、要保護の認定終了後はすみやかに当該世帯票の一部を学校長に送付してその結果を知らせ、一部を認定台帳として教育委員会に保管する。

なお、転入学者若しくは災害等により年度の中途において要保護児童生徒の認定を必要とする者については、その都度すみやかに追加認定を行う。

また、前年度において要保護児童生徒として認定された者が、新年度においても引き続き援助を必要とする場合は前年度における世帯票の継続報告欄及び継続認定欄を使用して行う。この場合において家庭状況等に変動がある場合は、家庭状況変動欄へ変動の事由を記入する。

(ウ) 進学又は転学の場合の取扱

小学校6学年の要保護児童が、同一市町村内の中学校へ入学する場合は、教育委員会は当該児童に係る世帯票を回収し、その者が入学する中学校の学校長に世帯票を送付する。同一市町村内における転学についても同様とする。

(エ) 年度の中途における認定の取り消しについて

要保護児童生徒として認定された者が、年度の中途において世帯の経済状況の好転又は設置者が異なる学校への転学、死亡等により援助を必要としなくなった場合において、その者の認定を取り消すときは世帯票の認定取消しの場合欄にその理由を記入し、また継続報告欄および継続認定欄に「 年 月 日取り消し」と朱書し、当該世帯票を一定期間保存する。

オ 補助金の支給

(7) 就学援助費支給計画通知書の作成

教育委員会は要保護児童生徒の個人ごとの支給予定額を決定したのち「就学援助費支給計画通知書」を作成し、これを4月末日までに学校長に通知するとともに、学校長を通じて保護者に対し、当該保護者に係る児童生徒が就学援助費を受けることとなったことをすみやかに連絡する。

(イ) 要保護者への補助の支給

要保護者への補助の支給は年度の当初から開始し、3月末日までに完了させる。補助の支給に関しては、要保護者の児童生徒に劣等感や卑屈感を抱かせることのないように、細心の注意を払わなければならない。なお、学校給食費の補助については、学校長が要保護者から委任を受け、その代理人として一括受領し、保管・処理をすることが望ましい。その際は、必ず委任状を作成・保存するとともに、補助支給事務完了後はすみやかに委任事務が終了したことを保護者に連絡する。また教育委員会は、校長が要保護者から委任を受けている場合は、その学校に対し定時及び随時に、適切な方法により経理事務の監査を行う。

(ウ) 就学援助費個人支給明細書の作成

教育委員会が直接給与事務を行う場合は教育委員会が、学校長が教育委員会の補助機関として就学援助費を取り扱う場合は当該学校長が、それぞれ「就学援助費個人支給明細書」を備え付ける。

(エ) 支給に伴う証拠書類等の整理保存

補助金支給の証拠として、保護者の請求書及び受領書、個人支給明細書、世帯票、支給計画通知書等を整理保存しておかなければならない。

カ 国庫補助金申請事務

(ア) 事業計画の概要の提出	国の補助を受けようとする市町村は、事業計画の概要を別に通知する日までに県教育委員会へ提出する。補助金の内定の資料となるため、十分留意し正確を期さなければならない。
↓	
(イ) 補助金の内定	市町村は、文部科学省からの通知に伴い、県教育委員会から市町村教育委員会へ内定額の通知が行われる。
↓	
(ウ) 補助金の交付申請	補助金交付申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、県教育委員会を經由して文部科学大臣に提出する。
↓	
(エ) 補助金の交付決定	文部科学大臣は、交付申請書を審査の上、交付決定を行い、県教育委員会を通じて該各市町村に通知する。
↓	
(オ) 状況報告書の提出	市町村は、補助事業の遂行状況について、文部科学大臣の要求があった場合、県教育委員会に状況報告書を提出する。
↓	
(カ) 実績報告書の提出	市町村は、補助事業を完了したときは、その日から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を県教育委員会に提出する。
↓	

(キ) 補助金の額の確定	県教育委員会は(カ)により提出された実績報告書の内容を審査して、適正であると認めるときは、当該市町村に対して補助金の額を確定・通知する。
--------------	--

↓

(ク) 補助金の請求・精算払	県教育委員会から、額の確定通知を受けた市町村は、県会計管理者に対し、請求書に精算払内訳書、事業精算調書、交付決定通知書の写し、実績報告書の写し、額の確定通知書の写し等を添付して補助金の支払いを受ける。
----------------	--

キ 準要保護者に係る就学援助費について

平成17年度から、三位一体改革により、準要保護者に係る国庫補助金は廃止され、対象が要保護者に限定された。準要保護者に係る就学援助費については、所要の事業費が地方財政計画に計上され地方交付税を算定する際の基準財政需要額に算入されている。各市町村は、準要保護者に係る就学援助についても適切に実施するとともに、関係書類を整理保存しておくこと。

ク 就学援助の趣旨及び申請手続について

平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）の趣旨に則り、市町村教育委員会はできるだけ多くの広報手段等を通じて、保護者に対して就学援助の趣旨及び申請手続について引き続き周知徹底を図ること。

(3) 特別支援教育就学奨励費（学校給食費）

特別支援教育就学奨励費は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、障害のある児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校及び小・中学校への就学に要する経費の一部を支弁する制度である。

なお、本制度における学校給食費とは、学校給食法第11条第2項または特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律第5条第2項に定める学校給食費をいう。

ア 特別支援学校

小学部・中学部・高等部（専攻科を除く）の保護者等に対して特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づき、幼稚部及び高等部専攻科の保護者等に対して交付要綱に基づいて補助する。

(7) 学校給食費の支弁の基準

文部科学省局長通知に基づき算定した保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の状況により支弁区分を決定する。

- ・ I区分（収入額が需要費の1.5倍未満） … 全額
- ・ II区分（収入額が需要額の1.5倍以上2.5倍未満） … 2分の1
- ・ III区分（収入額が需要額の2.5倍以上） … 支給なし

(4) 費用の負担

県が校長を通して保護者等に支給する。

県の支給額の2分の1を国が補助する。

イ 小・中学校

特別支援学級及び通常の学級（学校教育法施行令第22条の3に該当する児童生徒に限る）の保護者等に対して交付要綱に基づいて補助する。

(7) 学校給食費の支弁の基準

文部科学省局長通知に基づき算定した保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の状況に

より支弁区分を決定する。

- ・ I 区分（収入額が需要費の 1.5 倍未満） … 2 分の 1
- ・ II 区分（収入額が需要額の 1.5 倍以上 2.5 倍未満） … 2 分の 1
- ・ III 区分（収入額が需要額の 2.5 倍以上） … 支給なし

(イ) 費用の負担

市町村が校長を通して保護者等に支給する。（市町村が直接支給しても良い）

市町村の支給額の 2 分の 1 を国が補助する。

2 学校給食に伴う事務

(1) 学校給食の開設・変更・中止・廃止に伴う届出

設置者は、学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 3 条第 1 項に規定する学校給食を開設し、又は廃止しようとするときは、学校給食施行令（昭和 29 年政令第 212 号）第 1 条の定めるところにより、県教育委員会に届け出なければならない。

本県では学校給食法施行規則（昭和 29 年省令第 24 号）に規定する届出書の様式については、学校給食の開設等の届出に関する規則（昭和 42 年教育委員会規則第 11 号）により下表のように定めている。

様式	掲載ページ	提出期限	経由機関
開設届（様式第 1）	143 ページ	開設しようとする日の 15 日前	市町村立学校 （名古屋市除く） …所管する教育事務所 私立学校 … 知事
変更届（様式第 2）	145 ページ	変更しようとする日の 10 日前	
廃止届（様式第 3）	147 ページ	廃止しようとする日の 20 日前	
一時中止届（様式第 4）	148 ページ	一時中止しようとする日の 20 日前	

※ 一時中止が感染症、災害等不測の原因によるものであるときは、一時中止した後速やかに届け出なければならない。

なお、継続的に 1 回 100 食以上又は 1 日 250 食以上の食事を提供する施設については、健康増進法（平成 14 年 8 月 2 日法律第 103 号）に定める特定給食施設の届出が必要となる。

(2) 学校給食用諸帳簿の取扱い

昭和 31 年 6 月 5 日付け文管学第 219 号文部省管理局長通知「学校給食の実施について」において、学校給食を実施する学校では、その適正を期するため、学校給食の実施に関し常備すべき必要な諸帳簿、表等を備えつけておくこととされている。

（例：給食費徴収簿、物品受払簿、金銭出納簿等の帳簿類、その他献立表綴、給食日誌、提出報告書等の控、綴等の整備）

これを受け、平成 25 年 2 月 28 日付け 24 教健第 921 号教育長通知「学校給食用諸帳簿の取扱いについて」において、次の参考様式を示している。

帳簿名	様式	掲載ページ
給食日誌	様式第 1 号	149 ページ
学校給食実施簿	様式第 2 号	
検収表	様式第 3 号	150 ページ
検食簿	様式第 4 号	